

## 第5章 計画の運用

## 1 運用方針

本計画に基づき、20年後の道路の姿の実現に向けた施策を推進し、各取組の進捗状況を確認、評価し、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行いながら進めます。

## 2 道路施策の目標と中間評価

第3章で示す将来構想を実現するための道路施策の主な取組について、目標を設定しています。各取組の進捗について概ね5年毎に中間評価を行うこととしており、令和7年度に第1回の中間評価を実施しました。

施策 ※	取組	策定時の状況	目標	中間評価(第1回)		
				中間評価時の状況	進捗実績	進捗状況評価
1-①	通学路における歩行空間の整備	法指定されている通学路の 61%で歩行空間が整備されている	法指定されている通学路の 70%で歩行空間が整備されている	左記通学路の 64%で整備が完了した	3% 増加	概ね順調に進捗している
1-①	事故危険箇所の対策	事故危険箇所のうち対策未完了は 22 箇所ある	左記の 22 箇所の対策が完了しているとともに、新たに追加された箇所についても対策が進んでいる	左記事故危険箇所のうち 19 箇所の対策が完了した また、新たに 5 箇所の事故危険箇所を指定し、対策に着手している	19 箇所 対策完了  5 箇所 新規指定・着手	概ね順調に進捗しており、追加箇所においても対策の加速化を図る
1-① 1-②	自転車通行空間の整備	自転車道、自転車通行帯は 1.5km で整備されている	新たに 20km で整備されている	新たに 9.6km 整備した	9.6km 増加	概ね順調に進捗している
1-① 1-③ 2-① 4-①	無電柱化の整備	無電柱化は約 20km 整備されている	新たに 40km で整備されている	新たに 2.6km 整備した	2.6km 増加	関係機関との調整に時間を要しているが、整備中の延長は増加しており、進捗に大きな遅れは見られない
2-②	サイクルツーリズム環境の整備	京都府自転車活用推進計画で位置付けられているモデルルート約 500km のうち、250km で整備されている	全てのモデルルートの整備が完了しているとともに、新たなルートの整備が進んでいる	左記モデルルートのうち 408km 整備が完了した また、新たに 144km の新たなルートを指定し、整備に着手している	158km 整備完了  144km 新規指定・着手	概ね順調に進捗しており、追加箇所においても整備の加速化を図る
2-② 3-① 4-①	高速道路網ミッシングリンクの解消	府内の高速道路網ミッシングリンクは新名神高速道路、京奈和自動車道、山陰近畿自動車道に残っている	全ての箇所の整備が完了又は着手されている	新名神高速道路は開通に向け工事中であり、大津～城陽間は令和 10 年度以降の開通を予定しており、八幡～高槻間は工程精査中とされている 京奈和自動車道は大和北道路で調査設計が進められている 山陰近畿自動車道は、京丹後大宮～大宮峰山間では直轄権限代行による工事、大宮峰山～網野間では調査設計、網野～久美浜間では計画の具体化に向けてルート検討を進めている	山陰近畿自動車道の網野～久美浜間において 2km 幅のルート帯が決定された	左記のとおり進捗している 新名神高速道路の開通が延期されるなど策定時の予定から遅れている区間もあるが着実に整備を進めている

2-② 3-① 4-①	高速道路の暫定2車線区間の4車線化	供用中の高速道路のうち暫定2車線区間は111kmある	新たに40kmで4車線化の整備が完了又は着手されている	4車線化の整備が10.2km完了するとともに新たに1.5km整備に着手した	10.2km 整備完了  1.5km 新規着手	概ね順調に進捗している
3-① 4-①	重要物流道路の整備	重要物流道路において、国際海上コンテナ車の車両制限令に基づく通行許可が必要な区間は8区間ある	左記の8区間で対策が完了し、国際海上コンテナ車が許可の必要なく通行できている	左記の通行許可が必要な区間のうち4区間の対策が完了した	4区間 対策完了	概ね順調に進捗している
4-①	橋梁の耐震化	緊急輸送道路上の90%の橋梁で、大地震の発生後においても通行できるよう耐震化されている	緊急輸送道路上の全ての橋梁で、大地震の発生後においても通行できるよう耐震化されている	左記の橋梁のうち92%の耐震化が完了した	2% 増加	関係機関との調整の結果、計画策定時の想定と異なる対策工法への変更など、見直しが必要となった橋梁があったことから、事業進捗に遅れがみられる。今後は目標達成に向けて事業の加速化を図る
4-①	法面防災対策及び異常気象時通行規制基準の見直し	緊急輸送道路等における法面崩壊等危険箇所(平成8年度点検)の65%で対策されている。また、異常気象時通行規制が40区間ある	緊急輸送道路等における法面崩壊等危険箇所(平成8年度点検)の全てで対策が完了しているとともに、今後の点検で追加された箇所についても対策が進んでいる また、10区間で異常気象時通行規制が廃止又は基準緩和されている	左記の法面崩壊等危険箇所のうち87%で対策が完了した さらに新たに96箇所の特定道路土工構造物の危険箇所を特定した  また4区間で異常気象時通行規制が基準緩和された	(法面对策) 22% 増加  特定土工構造物の危険箇所 96箇所 追加  (通行規制) 4区間 基準緩和  0区間 廃止	概ね順調に進捗している
4-②	インフラメンテナンス	1巡目の法定点検が完了し、Ⅲ判定の橋は163橋、トンネルは34箇所ある	法定点検の結果、Ⅲ判定となった全ての施設の補修が次回の点検までに完了しているとともに、予防保全の取組みも進んでいる	橋は155橋の補修が完了し、残る8橋は架替え等を進めている  トンネルは34箇所の補修が完了した  2巡目点検結果に基づいた修繕および予防保全の取組みも進んでいる	(橋) 155橋 補修完了  8橋 事業中  (トンネル) 34箇所 補修完了	橋について、損傷が大きい橋は架替え等を実施することとし、工期が想定以上となったため、2巡目点検までに目標を達成できなかった。現在、早期の完了を目指し事業を推進している。トンネルについて、計画的に事業を進め目標を達成することができた また、橋、トンネルともに2巡目点検に基づく予防保全の取組みを進めている

※第3章将来構想を実現するための道路施策の項目番号を記載しています。

### 3 計画の見直し

---

中間評価に併せて、計画期間中に新たに具体化した取組や完了した取組など、必要に応じて、設定目標の修正や追加等の見直しを行います。

また、10年後の中間評価を目途に、社会経済状況や道路を取り巻く状況及び評価結果を踏まえ、計画の見直しを行います。